

東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置に関する覚書

神奈川県（以下「甲」という。）、藤沢市（以下「乙」という。）、鎌倉市（以下「丙」という。）及び東日本旅客鉄道株式会社（以下「丁」という。）は、東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置（以下「事業」という。）に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、事業に関する基本的事項を定め、甲、乙、丙及び丁が相互に協力して円滑に事業を実施することを目的とする。

（事業の内容、位置）

第2条 事業の内容は、新駅整備とし、位置は神奈川県藤沢市宮前付近（東海道本線大船・藤沢間）とする。

（事業の施行）

第3条 新駅整備の詳細設計及び工事の施行等は、丁が行うこととし、詳細については、別途、基本協定等を締結して定めるものとする。

（費用負担）

第4条 事業に要する費用負担は、以下によることを基本とし、その詳細は別途甲、乙、丙及び丁で協議して定めるものとする。

甲負担：新駅整備の詳細設計及び工事の施行等に要する費用の30.0%

乙負担：新駅整備の詳細設計及び工事の施行等に要する費用の27.5%

丙負担：新駅整備の詳細設計及び工事の施行等に要する費用の27.5%

丁負担：新駅整備の詳細設計及び工事の施行等に要する費用の15.0%

（覚書の変更）

第5条 本書の内容を変更する必要があるときは、その都度、甲、乙、丙及び丁で協議して定めるものとする。

（その他）

第6条 この覚書に定めのない事項又は覚書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙、丙及び丁で協議するものとする。

2 本事業と併せて実施する自由通路整備事業については、別途乙及び丁で協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁は各々署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年2月8日

神奈川県横浜市中区日本大通1

甲 神奈川県
神奈川県知事

黒岩祐治

神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

乙 藤沢市
藤沢市長

鈴木恒夫

神奈川県鎌倉市御成町18番10号

丙 鎌倉市
鎌倉市長

松尾 崇

神奈川県横浜市西区平沼一丁目40番26号

丁 東日本旅客鉄道株式会社
執行役員 横浜支社長

照井英之